


堺市公報 第290号	令和5年11月24日発行
	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○堺市市税条例に基づく寄附金税額控除の対象とする寄附金の指定について 【財政局税務部税制課】	2
○土壤汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について 【環境局環境保全部環境対策課】	3
○土壤汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について 【環境局環境保全部環境対策課】	5
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	7
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	8
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	13
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	15
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	16
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	17
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	18
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援の事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	19

○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の廃止について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	19
<公告>	
○農用地利用集積計画	
【産業振興局農政部農地課】	20
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	28
○堺市建築基準法施行条例に基づく私道の廃止について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	28
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	29
○都市公園法第5条の6に係る認定について	
【建設局公園緑地部公園監理課】	29
<消防局公告>	
○指定催しの指定について	
【消防局予防部予防査察課】	32
<上下水道局公告>	
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定について	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	32
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止について	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	33
○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事事業者の指定について	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	34
<教育委員会規則>	
○堺市教育委員会公印規則の一部を改正する規則	
【教育委員会事務局総務部総務課】	35

告 示

堺市告示第412号

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）第17条第2項第3号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の法人に対する寄附金を指定したので、同条例第17条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年11月24日

堺市長 永 藤 英 機

法人の名称及び所在地	指定年月日（対象となる寄附金）
社会福祉法人 歓喜会 堺市北区中村町367番地3	令和5年11月2日 （令和5年1月1日以後に支出された寄附金）

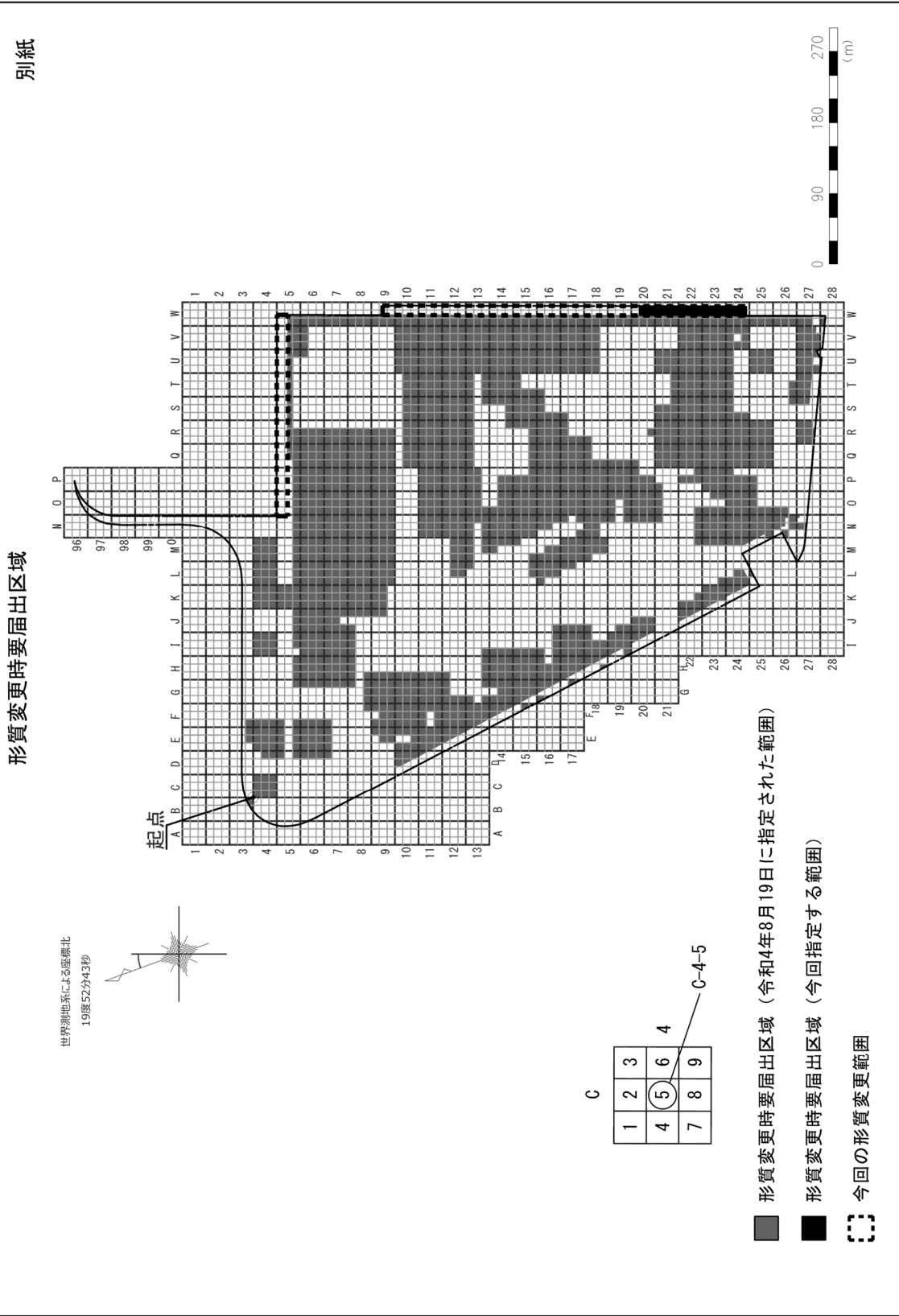
堺市告示第413号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年11月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 指定する形質変更時要届出区域
堺市堺区匠町1番24の一部（別紙図面参照）
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物



堺市告示第414号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

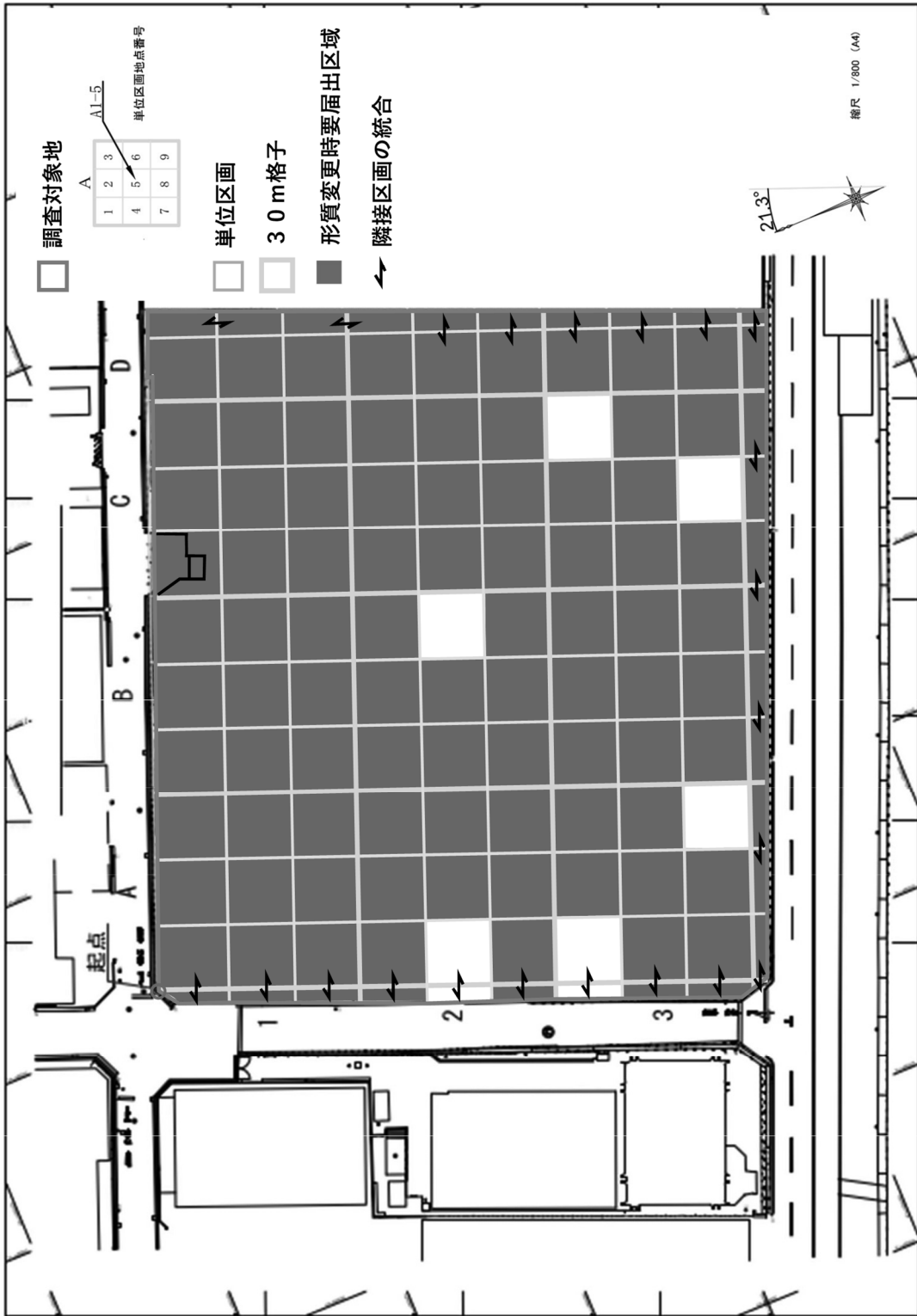
令和5年11月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 指定する形質変更時要届出区域
堺市堺区神南辺町四丁128番及び129番の各々の一部（別紙図面参照）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物
砒素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

形質変更時要届出区域

別紙



堺市告示第415号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和5年11月24日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2776303501
事業所名称	あづきケアプランセンター
事業所所在地	堺市西区上野芝町3丁6-2 アミューズビル3D
指定の申請者	株式会社あづき
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区上野芝町3-6-2 アミューズビル3D
代表者名	村田直美
指定年月日	令和5年10月1日
サービスの種類	居宅介護支援

介護保険事業所番号	2776103885
事業所名称	ケアプランセンターくるは
事業所所在地	堺市中区深井清水町3604 バッハレジデンス深井106号
指定の申請者	株式会社ネクストアイ
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区東山180番3
代表者名	木村明
指定年月日	令和5年10月1日
サービスの種類	居宅介護支援

~~~~~

## 堺市告示第416号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和5年11月24日

堺市長 永 藤 英 機

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776103893             |
| 事業所名称      | ハレクル介護ステーション           |
| 事業所所在地     | 堺市中区東山659-1 ジュース森205号室 |
| 指定の申請者     | 合同会社どまたく               |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府貝塚市半田46-2           |
| 代表者名       | 堂馬拓也                   |
| 指定年月日      | 令和5年10月1日              |
| サービスの種類    | 訪問介護                   |

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776503472         |
| 事業所名称      | ハート介護サービス堺北        |
| 事業所所在地     | 堺市北区中長尾町2丁目1-16    |
| 指定の申請者     | 株式会社ハート介護サービス      |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市北区南森町二丁目2番9号 |
| 代表者名       | 金澤学                |
| 指定年月日      | 令和5年10月1日          |
| サービスの種類    | 訪問介護               |

|           |            |
|-----------|------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776103877 |
|-----------|------------|



|            |                      |
|------------|----------------------|
| 事業所名称      | ヘルパーステーションあおぞら堺      |
| 事業所所在地     | 堺市中区深井清水町3470番       |
| 指定の申請者     | 医療法人博愛会              |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市住吉区東粉浜三丁目27番9号 |
| 代表者名       | 乾達哉                  |
| 指定年月日      | 令和5年10月1日            |
| サービスの種類    | 訪問介護                 |

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776201655             |
| 事業所名称      | おりーぶヘルパーステーション初芝       |
| 事業所所在地     | 堺市東区日置荘西町1丁28番19号      |
| 指定の申請者     | 株式会社ロハル                |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市東区北野田617番地9 ロハルビル |
| 代表者名       | 大島宏二                   |
| 指定年月日      | 令和5年10月1日              |
| サービスの種類    | 訪問介護                   |

|            |                             |
|------------|-----------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776004448                  |
| 事業所名称      | りらいず堺                       |
| 事業所所在地     | 堺市堺区一条通7番1号 ラ・エスカレーラ堺東202号室 |
| 指定の申請者     | 合同会社ジェイスリー                  |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市住之江区西加賀屋四丁目4番18-308号  |
| 代表者名       | 原口卓也                        |
| 指定年月日      | 令和5年10月1日                   |
| サービスの種類    | 訪問介護                        |

|           |            |
|-----------|------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776402121 |
|-----------|------------|

|            |                             |
|------------|-----------------------------|
| 事業所名称      | 訪問介護事業所 u p l i f t         |
| 事業所所在地     | 堺市南区槇塚台三丁1-15               |
| 指定の申請者     | 特定非営利活動法人R I S E            |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市中区深井沢町3315 グランパス深井802号 |
| 代表者名       | 長濱寛                         |
| 指定年月日      | 令和5年10月1日                   |
| サービスの種類    | 訪問介護                        |

|            |                      |
|------------|----------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766490417           |
| 事業所名称      | 栄友社訪問看護ステーション        |
| 事業所所在地     | 堺市南区若松台2丁1番4-108号    |
| 指定の申請者     | 栄友社合資会社              |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市南区若松台二丁1番4-107号 |
| 代表者名       | 松岡滋                  |
| 指定年月日      | 令和5年10月1日            |
| サービスの種類    | 訪問看護                 |

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766390534            |
| 事業所名称      | 訪問看護ステーションここいろ        |
| 事業所所在地     | 堺市西区浜寺船尾町西二丁91番地11    |
| 指定の申請者     | 合同会社ここいろ              |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市西区浜寺船尾町西二丁91番地11 |
| 代表者名       | 西川安英                  |
| 指定年月日      | 令和5年10月1日             |
| サービスの種類    | 訪問看護                  |

|           |            |
|-----------|------------|
| 介護保険事業所番号 | 2766590596 |
|-----------|------------|

|            |                           |
|------------|---------------------------|
| 事業所名称      | コーナン訪問看護ステーション            |
| 事業所所在地     | 堺市北区南花田町258番地2 金岡研修センター3階 |
| 指定の申請者     | コーナンビジネスイノベーション株式会社       |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目2番17号      |
| 代表者名       | 新居伸之                      |
| 指定年月日      | 令和5年10月1日                 |
| サービスの種類    | 訪問看護                      |

|            |                             |
|------------|-----------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766490425                  |
| 事業所名称      | 訪問看護 星月                     |
| 事業所所在地     | 堺市南区鴨谷台2-5-1 光明センタービル3階 301 |
| 指定の申請者     | 株式会社メルシー                    |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市平野区瓜破二丁目1番65-1F8号     |
| 代表者名       | 山本美紀江                       |
| 指定年月日      | 令和5年10月1日                   |
| サービスの種類    | 訪問看護                        |

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776103901          |
| 事業所名称      | GRAND SPA せせらぎ 福田   |
| 事業所所在地     | 堺市中区福田554番3         |
| 指定の申請者     | 株式会社せせらぎ            |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市西区鳳西町一丁目68番地21 |
| 代表者名       | 水沼義隆                |
| 指定年月日      | 令和5年10月1日           |
| サービスの種類    | 通所介護                |

|           |            |
|-----------|------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776600666 |
|-----------|------------|

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 事業所名称      | Le'coeur          |
| 事業所所在地     | 堺市美原区大保13         |
| 指定の申請者     | 合同会社Le'coeur      |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市美原区真福寺94番地14 |
| 代表者名       | 高岡秀明              |
| 指定年月日      | 令和5年10月1日         |
| サービスの種類    | 通所介護              |

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776303493         |
| 事業所名称      | かいごSHOPひまわり        |
| 事業所所在地     | 堺市西区鳳南町5丁600-1     |
| 指定の申請者     | 社会福祉法人ひまわり会        |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区高砂町四丁109番地3 |
| 代表者名       | 岡本裕宏               |
| 指定年月日      | 令和5年10月1日          |
| サービスの種類    | 福祉用具貸与             |

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776303493         |
| 事業所名称      | かいごSHOPひまわり        |
| 事業所所在地     | 堺市西区鳳南町5丁600-1     |
| 指定の申請者     | 社会福祉法人ひまわり会        |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区高砂町四丁109番地3 |
| 代表者名       | 岡本裕宏               |
| 指定年月日      | 令和5年10月1日          |
| サービスの種類    | 特定福祉用具販売           |

~~~~~

堺市告示第417号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

令和5年11月24日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2766490417
事業所名称	栄友社訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市南区若松台2丁1番4-108号
指定の申請者	栄友社合資会社
主たる事務所の所在地	大阪府堺市南区若松台二丁1番4-107号
代表者名	松岡滋
指定年月日	令和5年10月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2766390534
事業所名称	訪問看護ステーションここいろ
事業所所在地	堺市西区浜寺船尾町西二丁91番地11
指定の申請者	合同会社ここいろ
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区浜寺船尾町西二丁91番地11
代表者名	西川安英
指定年月日	令和5年10月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2766590596
-----------	------------

事業所名称	コーナン訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市北区南花田町258番地2 金岡研修センター3階
指定の申請者	コーナンビジネスイノベーション株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目2番17号
代表者名	新居伸之
指定年月日	令和5年10月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2766490425
事業所名称	訪問看護 星月
事業所所在地	堺市南区鴨谷台2-5-1 光明センタービル3階 301
指定の申請者	株式会社メルシー
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市平野区瓜破二丁目1番65-1F8号
代表者名	山本美紀江
指定年月日	令和5年10月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2776303493
事業所名称	かいごSHOPひまわり
事業所所在地	堺市西区鳳南町5丁600-1
指定の申請者	社会福祉法人ひまわり会
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区高砂町四丁109番地3
代表者名	岡本裕宏
指定年月日	令和5年10月1日
サービスの種類	介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776303493
-----------	------------

事業所名称	かいごSHOPひまわり
事業所所在地	堺市西区鳳南町5丁600-1
指定の申請者	社会福祉法人ひまわり会
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区高砂町四丁109番地3
代表者名	岡本裕宏
指定年月日	令和5年10月1日
サービスの種類	特定介護予防福祉用具販売

~~~~~

#### 堺市告示第418号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和5年11月24日

堺市長 永藤英機

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2796500284          |
| 事業所名称      | ウッディーリハビリデイ         |
| 事業所所在地     | 堺市北区百舌鳥梅町三丁57番地2    |
| 指定の申請者     | 株式会社フォレスト           |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市北区百舌鳥梅町三丁57番地2 |
| 代表者名       | 丸山大弥                |
| 指定年月日      | 令和5年10月1日           |
| サービスの種類    | 地域密着型通所介護           |

|           |            |
|-----------|------------|
| 介護保険事業所番号 | 2796100358 |
|-----------|------------|

|            |                |
|------------|----------------|
| 事業所名称      | 看多機陶里夢         |
| 事業所所在地     | 堺市中区福田541番5    |
| 指定の申請者     | 社会福祉法人幸雪会      |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市中区福田541番1 |
| 代表者名       | 浅倉幸輔           |
| 指定年月日      | 令和5年10月1日      |
| サービスの種類    | 看護小規模多機能型居宅介護  |

堺市告示第419号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年11月24日

堺市長 永藤英機

| 法人名        | 事業内容       | 事業所名               | 事業所所在地                    | 指定年月日     |
|------------|------------|--------------------|---------------------------|-----------|
| メディカル朋株式会社 | 居宅介護       | t o m o 訪問介護ステーション | 大阪府堺市西区浜寺石津町西二丁6番17号      | 令和5年11月1日 |
| メディカル朋株式会社 | 重度訪問介護     | t o m o 訪問介護ステーション | 大阪府堺市西区浜寺石津町西二丁6番17号      | 令和5年11月1日 |
| 合同会社スタート   | 就労継続支援（B型） | りあんふぁみりお           | 大阪府堺市堺区一条通19番6号           | 令和5年11月1日 |
| 合同会社どまたく   | 居宅介護       | ハレクル介護ステーション       | 大阪府堺市中区東山659-1 ジューヌ森205号室 | 令和5年11月1日 |



|                       |            |                |                             |           |
|-----------------------|------------|----------------|-----------------------------|-----------|
| 合同会社どまたく              | 重度訪問介護     | ハレクル介護ステーション   | 大阪府堺市中区東山659-1 ジュース森205号室   | 令和5年11月1日 |
| 合同会社ゆめ                | 居宅介護       | ヘルパーステーションゆめ   | 大阪府堺市東区高松29番地1 エクセルハイム102号室 | 令和5年11月1日 |
| 合同会社ゆめ                | 重度訪問介護     | ヘルパーステーションゆめ   | 大阪府堺市東区高松29番地1 エクセルハイム102号室 | 令和5年11月1日 |
| 特定非営利活動法人RISE         | 居宅介護       | 訪問介護事業所 uplift | 大阪府堺市南区槇塚台三丁1-15            | 令和5年11月1日 |
| 特定非営利活動法人RISE         | 重度訪問介護     | 訪問介護事業所 uplift | 大阪府堺市南区槇塚台三丁1-15            | 令和5年11月1日 |
| 特定非営利活動法人堺エコネットワーク協議会 | 就労継続支援(B型) | エコベース          | 大阪府堺市西区浜寺石津町東三丁12番21号       | 令和5年11月1日 |
| 特定非営利活動法人堺西自立支援センター   | 共同生活援助     | みなクルHAMADERA   | 大阪府堺市西区浜寺元町二丁156            | 令和5年11月1日 |

## 堺市告示第420号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和5年11月24日

堺市長 永藤英機

| 法人名 | 事業内容 | 事業所名 | 事業所所在地 | 指定年月日 |
|-----|------|------|--------|-------|
|-----|------|------|--------|-------|

|          |        |         |                |           |
|----------|--------|---------|----------------|-----------|
| 合同会社スタート | 計画相談支援 | りあんさぽーと | 大阪府堺市堺区一条通19-6 | 令和5年11月1日 |
|----------|--------|---------|----------------|-----------|

## 堺市告示第421号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和5年11月24日

堺市長 永藤英機

| 法人名                   | 事業内容       | 事業所名          | 事業所所在地               | 廃止年月日      |
|-----------------------|------------|---------------|----------------------|------------|
| 医療法人横敏会               | 自立訓練（生活訓練） | しろくま          | 大阪府堺市東区日置荘西町四丁11番25号 | 令和5年10月1日  |
| 株式会社フォーユ              | 同行援護       | ケアセンターフォーユ畑山  | 大阪府堺市中区深井畑山町2631番地1  | 令和5年9月30日  |
| 株式会社ハートリンクケア          | 居宅介護       | 訪問介護事業所なでしこ浜寺 | 大阪府堺市西区浜寺石津町西二丁6-17  | 令和5年10月31日 |
| 株式会社ハートリンクケア          | 重度訪問介護     | 訪問介護事業所なでしこ浜寺 | 大阪府堺市西区浜寺石津町西二丁6-17  | 令和5年10月31日 |
| 特定非営利活動法人堺エコネットワーク協議会 | 就労継続支援（A型） | エコベース         | 大阪府堺市西区浜寺石津町東三丁12-21 | 令和5年10月31日 |
| 合同会社あいり               | 就労継続支援（B型） | あいりわーくす       | 大阪府堺市北区長曾根町1948番地1   | 令和5年10月31日 |
| 一般社団法人ほつと             | 生活介護       | ていーだ          | 大阪府堺市中区深井北町3436番地    | 令和5年10月31日 |
| 一般社団法人ほつと             | 就労継続支援（B型） | にこっとファーム      | 大阪府堺市中区深井北町3436番地    | 令和5年10月31日 |

|           |            |             |                   |            |
|-----------|------------|-------------|-------------------|------------|
| 一般社団法人ほつと | 居宅介護       | あいるケアステーション | 大阪府堺市中区深井北町3436番地 | 令和5年10月31日 |
| 一般社団法人ほつと | 重度訪問介護     | あいるケアステーション | 大阪府堺市中区深井北町3436番地 | 令和5年10月31日 |
| 一般社団法人ほつと | 同行援護       | あいるケアステーション | 大阪府堺市中区深井北町3436番地 | 令和5年10月31日 |
| 合同会社はなさく  | 生活介護       | はなみずき作業所    | 大阪府堺市美原区平尾20番地5   | 令和5年9月30日  |
| 合同会社はなさく  | 就労継続支援(B型) | はなみずき作業所    | 大阪府堺市美原区平尾20番地5   | 令和5年8月31日  |

## 堺市告示第422号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第51条の25第4項の規定に基づき、次のとおり指定特定相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条の30第2項第2号の規定により告示する。

令和5年11月24日

堺市長 永藤英機

| 法人名       | 事業内容   | 事業所名      | 事業所所在地             | 廃止年月日      |
|-----------|--------|-----------|--------------------|------------|
| 合同会社あいり   | 計画相談支援 | あいりさぽーと   | 大阪府堺市北区長曾根町1948番地1 | 令和5年10月31日 |
| 一般社団法人ほつと | 計画相談支援 | 支援センターかのん | 大阪府堺市中区深井北町3436番地  | 令和5年10月31日 |

## 堺市告示第423号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第24条の32第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害児相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第24条の37第2号の規定により告示する。

令和5年11月24日

堺市長 永藤英機

| 法人名     | 事業内容    | 事業所名    | 事業所所在地            | 廃止年月日      |
|---------|---------|---------|-------------------|------------|
| 合同会社あいり | 障害児相談支援 | あいりさぽーと | 大阪府堺市北区長曾根町1948-1 | 令和5年10月31日 |

## 公 告

堺市公告第677号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年11月24日

堺市長 永藤英機

令和5年度 第8号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)

附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和5年11月9日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

| 利用権の設定を受ける者(借手)  |       | 利用権を設定する農地 |                  |        |                     | 利用権を設定する者(貸手)           |                |                   | 設定する利用権 |          |            |       |          |
|------------------|-------|------------|------------------|--------|---------------------|-------------------------|----------------|-------------------|---------|----------|------------|-------|----------|
| 住所               | 氏名    | 所在         | 地番               | 現況地目   | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                      | 氏名             | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容      | 始期       | 終期         | 借賃(円) | 借賃の支払い方法 |
| 堺市西区山田1丁1086番地4  | 山口 勝彦 | 西区山田4丁     | 1333             | 田      | 175                 | 堺市西区菱木3丁2639番地1         | 床山 文彦          | 使用貸借による権利         | 田として利用  | 令和6年1月1日 | 令和8年12月31日 | -     | -        |
| 堺市中区深井水池町2859番地6 | 谷川 幸司 | 中区深井池山町    | 135-3            | 畑      | 416                 | 堺市西区鳳西町1丁69番地11         | 尾松 義弘          | 使用貸借による権利         | 畑として利用  | 令和6年1月1日 | 令和8年12月31日 | -     | -        |
| 堺市中区深井水池町2859番地6 | 谷川 幸司 | 中区深井池山町    | 48-1<br>48-3     | 畑<br>畑 | 827<br>835          | 堺市西区鳳西町1丁69番地11         | 尾松 麗子<br>尾松 義弘 | 使用貸借による権利         | 畑として利用  | 令和6年1月1日 | 令和8年12月31日 | -     | -        |
| 堺市中区辻之365番地22    | 辻本 茂喜 | 中区上之       | 645              | 田      | 618                 | 富田林市新青葉丘町4番23号          | 山本 琢久          | 使用貸借による権利         | 畑として利用  | 令和6年1月1日 | 令和8年12月31日 | -     | -        |
| 堺市北区野遠町580番地     | 松岡 鉄男 | 北区中村町      | 324              | 田      | 809                 | 大阪市住吉区庭井1丁目9番6号         | 東野 昇道          | 使用貸借による権利         | 田として利用  | 令和6年1月1日 | 令和8年12月31日 | -     | -        |
| 堺市北区金岡町2239番地    | 芝尾 健  | 北区金岡町      | 2490-1<br>2490-2 | 田<br>田 | 720<br>70           | 堺市堺区向陵西町3丁2番16号         | 加藤 正晴          | 使用貸借による権利         | 田として利用  | 令和6年1月1日 | 令和8年12月31日 | -     | -        |
| 堺市北区金岡町2239番地    | 芝尾 健  | 北区金岡町      | 2489-1<br>2489-4 | 田<br>田 | 530<br>61           | 大阪市阿倍野区松崎町2丁目9番21-1401号 | 多田 幸子          | 使用貸借による権利         | 田として利用  | 令和6年1月1日 | 令和8年12月31日 | -     | -        |
| 堺市北区金岡町2269番地4   | 加藤 巖  | 東区石原町3丁    | 84               | 田      | 1,358               | 堺市北区金岡町303番地5           | 式部 豊           | 使用貸借による権利         | 田として利用  | 令和6年1月1日 | 令和8年12月31日 | -     | -        |

| 利用権の設定を受ける者(借手)               |       | 利用権を設定する農地   |            |          |                             | 利用権を設定する者(貸手)                    |                | 設定する利用権                   |              |           |            |           |              |
|-------------------------------|-------|--------------|------------|----------|-----------------------------|----------------------------------|----------------|---------------------------|--------------|-----------|------------|-----------|--------------|
| 住所                            | 氏名    | 所在           | 地番         | 現況<br>地目 | 地積<br>(㎡)                   | 住所                               | 氏名             | 利用権の種類<br>及び適用され<br>る共通事項 | 内容           | 始期        | 終期         | 借賃<br>(円) | 借賃の支<br>払い方法 |
| 堺市西区原田32<br>9番地2              | 堀本 豪  | 美原区太井        | 116-3      | 田        | 1,971                       | 岸和田市東ヶ丘<br>町808番地の95<br>0        | 上田 久代          | 使用貸借によ<br>る権利             | 畑として利用<br>して | 令和6年1月1日  | 令和8年12月31日 | -         | -            |
| 堺市東区高松48<br>6番地               | 谷 好勝  | 東区北野田        | 922        | 田        | 1,140                       | 大阪狭山市東野<br>西2丁目844番地<br>1        | 山口 幸作          | 使用貸借によ<br>る権利             | 畑として利用<br>して | 令和6年1月1日  | 令和8年12月31日 | -         | -            |
|                               |       |              | 923        | 田        | 1,166                       |                                  |                |                           |              |           |            |           |              |
| 堺市東区高松48<br>6番地               | 谷 好勝  | 東区北野田        | 756        | 田        | 1,689<br>の内<br>1,570.<br>44 | 堺市中区土塔町<br>2240番地                | 中辻 忠行          | 使用貸借によ<br>る権利             | 畑として利用<br>して | 令和6年1月1日  | 令和8年12月31日 | -         | -            |
| 堺市東区高松48<br>6番地               | 谷 好勝  | 美原区阿弥        | 248-1      | 田        | 717                         | 松原市上田4丁<br>目693番地(211<br>号)      | 山田 宇邦          | 使用貸借によ<br>る権利             | 畑として利用<br>して | 令和6年1月1日  | 令和8年12月31日 | -         | -            |
| 堺市南区富蔵23<br>7番地17             | 北尻 賢  | 南区豊田         | 963-3      | 田        | 538                         | 堺市堺区高砂町<br>2丁目47番地1              | 阪田 昌英<br>阪田 英子 | 使用貸借によ<br>る権利             | 畑として利用<br>して | 令和6年1月1日  | 令和8年12月31日 | -         | -            |
|                               |       |              | 964-1      | 田        | 419                         |                                  |                |                           |              |           |            |           |              |
|                               |       |              | 964-5      | 田        | 446                         |                                  |                |                           |              |           |            |           |              |
| 堺市北区金岡町<br>2164番地1            | 芝尾 恭典 | 北区金岡町        | 2515-<br>1 | 田        | 1,021                       | 堺市北区金岡町<br>2035番地1               | 居蔵 淳子          | 使用貸借によ<br>る権利             | 畑として利用<br>して | 令和6年1月1日  | 令和8年12月31日 | -         | -            |
| 堺市東区石原町<br>4丁目62番地            | 以倉 孝弘 | 東区石原町<br>2丁目 | 169        | 田        | 892                         | 堺市北区委百舌<br>鳥町3丁目345番地<br>1(701号) | 越智 昌美          | 使用貸借によ<br>る権利             | 畑として利用<br>して | 令和5年12月1日 | 令和8年11月30日 | -         | -            |
| 松原市天美我堂<br>2丁目434番地<br>(202号) | 松下 善臣 | 北区野遠町        | 397        | 田        | 1,130                       | 堺市北区野遠町<br>471番地2                | 永木 昭子          | 使用貸借によ<br>る権利             | 畑として利用<br>して | 令和5年12月1日 | 令和8年11月30日 | -         | -            |

| 利用権の設定を受ける者(借手)             |       | 利用権を設定する農地 |       |          |           | 利用権を設定する者(貸手)    |       | 設定する利用権                   |        |           |            |           |              |
|-----------------------------|-------|------------|-------|----------|-----------|------------------|-------|---------------------------|--------|-----------|------------|-----------|--------------|
| 住所                          | 氏名    | 所在         | 地番    | 現況<br>地目 | 地積<br>(㎡) | 住所               | 氏名    | 利用権の種類<br>及び適用される<br>共通事項 | 内容     | 始期        | 終期         | 借賃<br>(円) | 借賃の支<br>払い方法 |
| 堺市東区丈六37<br>1番地             | 安本 菊彦 | 東区丈六       | 335   | 田        | 2,142     | 堺市東区丈六39<br>8番地  | 西谷 俊昭 | 使用貸借による<br>権利             | 畑として利用 | 令和5年12月1日 | 令和8年11月30日 | -         | -            |
| 堺市南区茶山台<br>2丁1番27-101<br>号  | 山田 晋也 | 南区畑        | 402   | 田        | 730       | 堺市南区畑632<br>番地   | 南本 秀昌 | 使用貸借による<br>権利             | 畑として利用 | 令和5年12月1日 | 令和8年11月30日 | -         | -            |
|                             |       |            | 404   | 田        | 730       |                  |       |                           |        |           |            |           |              |
| 堺市南区高倉台<br>2丁11番22-51<br>7号 | 福山 春治 | 南区畑        | 409   | 田        | 869       | 堺市南区畑632<br>番地   | 南本 秀昌 | 使用貸借による<br>権利<br>(解除条件付)  | 畑として利用 | 令和5年12月1日 | 令和8年11月30日 | -         | -            |
|                             |       |            | 411   | 田        | 1,200     |                  |       |                           |        |           |            |           |              |
|                             |       |            | 412   | 田        | 505       |                  |       |                           |        |           |            |           |              |
| 堺市南区高倉台<br>2丁11番22-51<br>7号 | 福山 春治 | 南区畑        | 408   | 田        | 621       | 堺市南区畑682<br>番地   | 南本 和弘 | 使用貸借による<br>権利<br>(解除条件付)  | 畑として利用 | 令和5年12月1日 | 令和8年11月30日 | -         | -            |
| 堺市南区高倉台<br>2丁11番22-51<br>7号 | 福山 春治 | 南区富蔵       | 846-1 | 田        | 1,355     | 堺市南区富蔵11<br>10番地 | 柳谷 玲子 | 使用貸借による<br>権利<br>(解除条件付)  | 畑として利用 | 令和5年12月1日 | 令和8年11月30日 | -         | -            |
| 堺市西区菱木4<br>丁2746番地          | 森口 久司 | 南区稲葉3<br>丁 | 1533  | 田        | 1,543     | 堺市中区堀上町<br>486番地 | 山内 良治 | 使用貸借による<br>権利             | 畑として利用 | 令和6年1月1日  | 令和8年12月31日 | -         | -            |



## 使用貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

|                     |
|---------------------|
| 解除条件付<br>(法 18-2-6) |
|---------------------|

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

### (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

### (3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

### (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

### (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事

項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合及び修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

(12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

(13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し

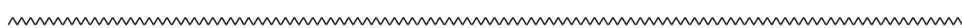
市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が(13)の勧告に従わなかったとき。

(15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。



堺市公告第678号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年11月24日

堺市長 永藤英機

| 区分 | 指定年月日     | 承認番号       | 地名    | 地番                 | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|-----------|------------|-------|--------------------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和5年7月25日 | 堺宅地第P-352号 | 美原区大饗 | 191番6の一部及び191番7の一部 | 5.7       | 28.71     | 1         |

堺市公告第679号

堺市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号）第6条第1項の規定に基づき、私道の廃止を承認したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年11月24日

堺市長 永藤英機

| 区分   | 廃止年月日      | 承認番号       | 地名     | 地番               | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|------|------------|------------|--------|------------------|-----------|-----------|-----------|
| 一部廃止 | 令和5年10月31日 | 堺宅地第P-356号 | 美原区南余部 | 72番6の一部及び72番7の一部 | —         | —         | 1         |

堺市公告第680号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年11月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市美原区平尾2561番1から2561番5まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府豊中市庄本町二丁目7番40号 1F  
クローバーホーム株式会社  
代表取締役 井上 憲治



堺市公告第681号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の6の規定に基づき、公募設置等計画の変更を公園管理者が認定したので、同条第3項において準用する同法第5条の5第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年11月24日

堺市長 永 藤 英 機

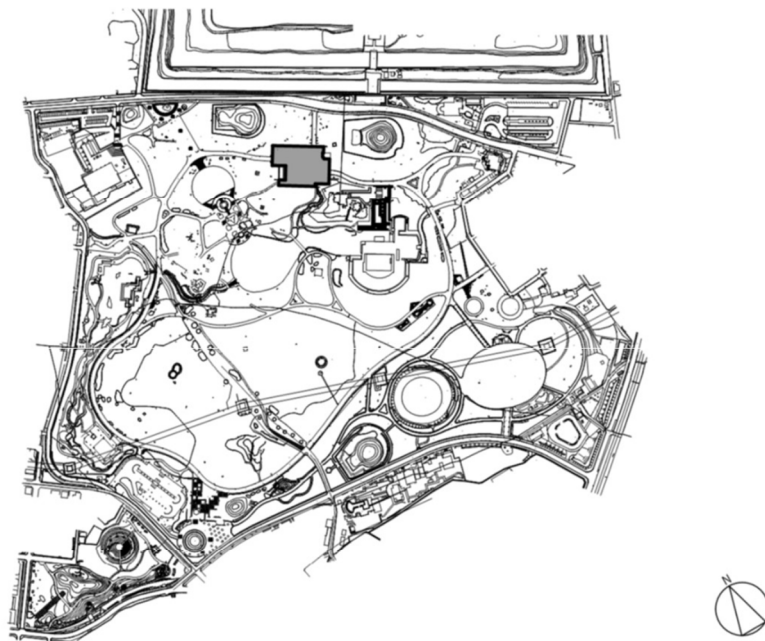
- 1 公募設置等計画（変更）の認定日  
令和5年11月10日
- 2 公募設置等計画（変更）の有効期間  
令和5年11月10日から令和12年3月31日まで
- 3 公募対象公園施設の場所

堺市堺区大仙中町ほか地内  
大仙公園内 いこいの広場（別紙詳細）

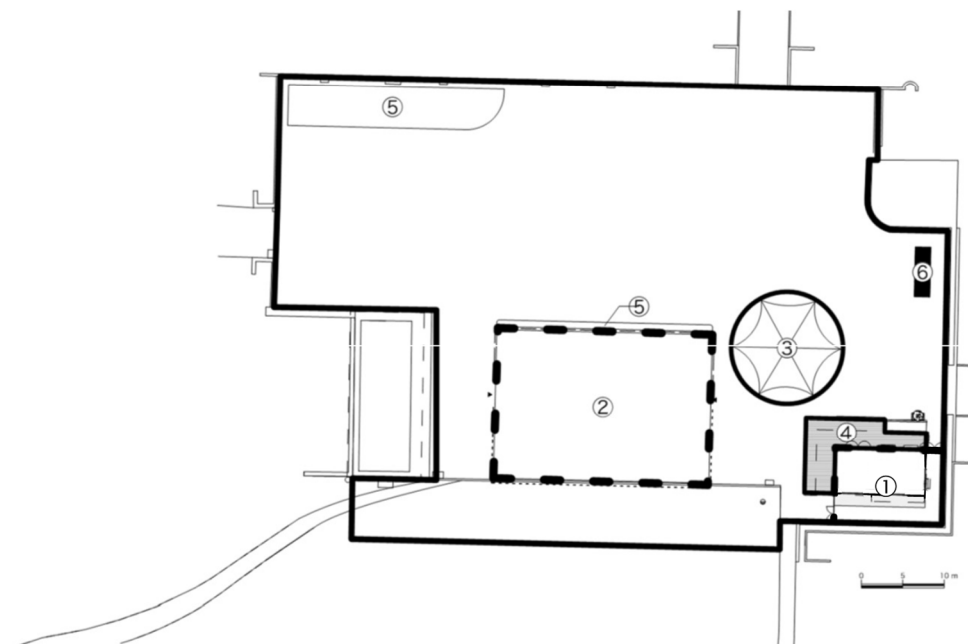
## 大仙公園内 いこいの広場別紙

配置計画(大仙公園全体図)

■ … いこいの広場(事業対象区域)



配置計画(拡大図)



| 公募対象施設 |           | 特定公園施設   |         |       | 利便増進施設等 |
|--------|-----------|----------|---------|-------|---------|
| ①カフェ施設 | ②グランピング施設 | ③スターシェイド | ④ウッドデッキ | ⑤人口芝等 | ⑥駐輪場    |

## 消防局公告

堺市消防局公告第6号

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）第83条の2第1項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第4項の規定により公告する。

令和5年11月24日

堺市消防長 西尾 学

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 催しの名称 | 第13回堺クラフトフェア「灯しびとの集い」   |
| 開催場所  | 堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁 大仙公園 催し広場  |
| 開催期間  | 令和5年12月2日（土）から同月3日（日）まで |

## 上下水道局公告

堺市上下水道局公告第152号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項の規定に基づき指定給水装置工事事業者を指定したので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第1号の規定により、次のとおり公告する。

令和5年11月24日

堺市上下水道事業管理者 森 功一

|         |            |
|---------|------------|
| 指定番号    | 第1548号     |
| 指定年月日   | 令和5年11月10日 |
| 指定期間の末日 | 令和10年11月9日 |
| 事業者の名称  | 株式会社AQ     |



事業者の住所 柏原市平野1-9-34 メゾン平野102  
代表者の職氏名 代表取締役 成宮 遼河  
事業所の名称 株式会社AQ  
事業所の所在地 柏原市平野1-9-34 メゾン平野102

指 定 番 号 第1549号  
指 定 年 月 日 令和5年11月10日  
指定期間の末日 令和10年11月9日  
事業者の名称 合同会社IWAO  
事業者の住所 堺市南区茶山台2-3-7-105  
代表者の職氏名 代表社員 岩尾 重信  
事業所の名称 合同会社IWAO  
事業所の所在地 堺市南区茶山台2-3-7-105

指 定 番 号 第1550号  
指 定 年 月 日 令和5年11月10日  
指定期間の末日 令和10年11月9日  
事業者の名称 株式会社国昇  
事業者の住所 枚方市東香里新町2番-8  
代表者の職氏名 代表取締役 国本 憲治  
事業所の名称 株式会社国昇大阪本部  
事業所の所在地 枚方市大垣内町2-12-8 荒堀ビル5階

指 定 番 号 第1551号  
指 定 年 月 日 令和5年11月10日  
指定期間の末日 令和10年11月9日  
事業者の名称 ロイヤルホームセンター株式会社  
事業者の住所 大阪市西区阿波座1丁目5番16号  
代表者の職氏名 代表取締役 中山 正明  
事業所の名称 ロイヤルホームセンター株式会社  
事業所の所在地 千葉県習志野市東習志野6-7-15

~~~~~  
堺市上下水道局公告第153号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第3号の規定により、次のとおり公告する。

令和5年11月24日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

指 定 番 号 第1508号
 廃 止 年 月 日 令和5年11月1日
 事業者の名称 関西エスピーDF株式会社
 事業者の住所 堺市堺区中向陽町1丁1番18号
 代表者の職氏名 代表取締役 岡所 大輔
 事業所の名称 関西エスピーDF株式会社
 事業所の所在地 堺市堺区中向陽町1丁1番18号

堺市上下水道局公告第154号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項の規定に基づき市指定排水設備工事事業者を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年11月24日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

指 定 番 号 第1791号
 指 定 年 月 日 令和5年11月10日
 指定期間の末日 令和9年11月30日
 事業者の名称 株式会社AQ
 事業者の住所 柏原市平野1-9-34 メゾン平野102
 代表者の職氏名 代表取締役 成宮 遼河
 営業所の名称 株式会社AQ
 営業所の所在地 柏原市平野1-9-34 メゾン平野102

指 定 番 号	第1792号
指 定 年 月 日	令和5年11月10日
指定期間の末日	令和9年11月30日
事業者の名称	カングラ工業株式会社
事業者の住所	堺市美原区大保95番地1
代表者の職氏名	代表取締役 西原 秀子
営業所の名称	カングラ工業株式会社
営業所の所在地	堺市美原区大保95番地1

教育委員会規則

堺市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年11月24日

堺市教育委員会

教育長 粟井 明彦

堺市教育委員会規則第29号

堺市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会公印規則（昭和44年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

（次のよう 別記）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市教育委員会公印規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、この規則による改正後の堺市教育委員会公印規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

様式第1号 (第5条関係)

公 印 台 帳

印 影	公印の名称				
	印 材	ひな形番号	書 体	寸 法	
				(単位 ミリメートル)	
	使 用 開 始 日		廃 止 日		
	年	月	日	年	月
管 理 責 任 者			保 管	返 納	
役 職 名	氏 名		年 月 日	年 月 日	
			・ ・	・ ・	
			・ ・	・ ・	
			・ ・	・ ・	
			・ ・	・ ・	
			・ ・	・ ・	
			・ ・	・ ・	
			・ ・	・ ・	
			・ ・	・ ・	
			・ ・	・ ・	
			・ ・	・ ・	
			・ ・	・ ・	
			・ ・	・ ・	
			・ ・	・ ・	
			・ ・	・ ・	
			・ ・	・ ・	
			・ ・	・ ・	
			・ ・	・ ・	

様式第2号 (第7条関係)

公 印 届

第 号
年 月 日

教 委 総 務 課 長 様

課長

次のとおり公印の（新調・改刻・廃止）について、堺市教育委員会公印規則第7条の規定により届け出ます。

1 公印の名称
2 公印（新調・改刻・廃止）の印影
3 公印の（開始・廃止）日 年 月 日
4 新調・改刻・廃止の理由